



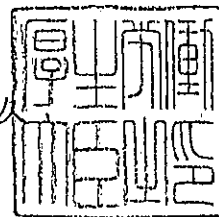
厚生労働省発薬食0801第68号

平成 26 年 8 月 1 日

薬事・食品衛生審議会会長

西 島 正 弘 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



諮 問 書

薬事法第42条第1項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準（平成17年厚生労働省告示第126号）の一部を別紙のとおり改正することについて、薬事法（昭和35年法律第145号）第42条第1項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

薬事法第 42 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準の一部を改正する件（案）について

平成 26 年 8 月 20 日
医薬食品局審査管理課
医療機器・再生医療等製品審査管理室

改正の趣旨

薬事法第 42 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準（平成 17 年厚生労働省告示第 126 号。）は、GHTF（Global Harmonization Task Force：国際医療機器整合化会議）の Study Group 1 によって 2005 年に作成された N41 文書に基づき作成されている。2012 年に当該文書が N68 文書に改定されたことに伴い、国際整合の観点からこれらの告示の内容を見直す。また、第 185 回臨時国会において成立し、平成 25 年 11 月 27 日に公布された「薬事法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、これらの告示について所要の規定の整備を行う。

改正の概要

（1）題名の改正

題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十一条第三項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準」に改める。

（2）設計及び製造等に係る配慮

N68 文書において、その使用に当たって必ずしも専門的知識を要しない体外診断用医薬品を一般使用者が使用する場合への配慮が明確化されたことに伴い、体外診断用医薬品の設計及び製造等の際に、当該体外診断用医薬品を使用すると想定される者が有する専門的知識の程度を考慮した配慮を行うこととする。

（3）使用環境に対する配慮

N68 文書に基づき、使用環境に対する配慮として、以下の事項を追加する。

- ① 体外診断用医薬品が、他の医療機器、体外診断用医薬品その他の装置等と併用される場合の安全性及びそれぞれの性能が損なわれないよう配慮すること。
- ② ①の場合の使用上の制限事項は、体外診断用医薬品に添付する文書又は

その容器若しくは被包に記載すること。

(4) 添付文書等による使用者への情報提供

N68 文書に基づき、体外診断用医薬品が製造販売される際には、使用者の体外診断用医薬品に関する訓練及び知識の程度を考慮し、その添付文書等により、製造販売業者名、安全な使用方法及びその性能を確認するために必要な情報を、使用者に、容易に理解できるように提供しなければならないこととする。

(5) その他所要の改正を行う。

施行期日

改正法の施行の日（平成 26 年 11 月 25 日）とする。

薬事法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準の一部を改正する告示案新旧対照表
 ○薬事法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準（平成十七年厚生労働省告示第二百二十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十一条第三項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準 第二章 一般的要求事項 （設計） 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項に定める体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該体外診断用医薬品の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によつて適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者（体外診断用医薬品の使用に関して専門的知識を有する者又は体外診断用医薬品の使用に関して必ずしも専門的知識を要しない場合にあつては、当該体外診断用医薬品を使用するすべての者をいう。以下同じ。）又は第三者（体外診断用医薬品の使用に当たつて安全や健康に影響を受ける者に限る。第四条において同じ。）の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の際に発生	薬事法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準 第二章 一般的要求事項 （設計） 第一条 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十三項に定める体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該体外診断用医薬品の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によつて適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者（体外診断用医薬品の使用にあつて第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によつて患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能ないように設計及び製造されなければならない。

する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されていなければならない。

(リスクマネジメント)

第二条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段により、合理的に実行可能な限り低減すること。

四 (略)

(体外診断用医薬品の性能及び機能)

第三条 体外診断用医薬品は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならず、体外診断用医薬品としての機能を発揮できるよう設計及び製造されなければならない。

(リスクマネジメント)

第二条 体外診断用医薬品の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して体外診断用医薬品の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。

一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。

二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。

三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段により、実行可能な限り低減すること。

四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。

(体外診断用医薬品の性能及び機能)

第三条 体外診断用医薬品は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならず、体外診断用医薬品としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。

(製品の有効期間)

第四条 製造販売業者等が設定した体外診断用医薬品の製品の有効期間の範囲内において当該体外診断用医薬品が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保管された場合に、体外診断用医薬品の特性及び性能は、患者又は使用者及び第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。

(輸送及び保管等)

第五条 (略)

(体外診断用医薬品の有効性)

第六条 通常の使用条件下において、体外診断用医薬品の意図された有効性に対し、体外診断用医薬品の既知又は予測可能なすべての危険性及び副作用は、合理的に実行可能な限り低減化され、受容可能なものでなければならない。

第二章 設計及び製造要求事項

第七条 (体外診断用医薬品の化学的特性等)
(略)

(製品の寿命)

第四条 製造販売業者等が設定した体外診断用医薬品の製品の寿命の範囲内において当該体外診断用医薬品が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受けた場合に、体外診断用医薬品の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。

(輸送及び保管等)

第五条 体外診断用医薬品は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。

(体外診断用医薬品の有効性)

第六条 体外診断用医薬品の意図された有効性は、起こりうる副作用を上回るものでなければならない。

第二章 設計及び製造要求事項

(体外診断用医薬品の化学的特性等)

第七条 体外診断用医薬品は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。

一 (略)

二 使用材料と検体及び分析物（生体組織、細胞、体液及び微生物等を含む。）との間の不適合性による性能の低下

三 その他必要な事項

2 (略)

(削除)

3 体外診断用医薬品は、当該体外診断用医薬品から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。特に発がん性、変異原性又は生殖毒性を有する物質には特別な注意を払わなければならない。

4 体外診断用医薬品は、当該体外診断用医薬品自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその体外診断用医薬品へ侵入する危険性又はその体外診断用医薬品から浸出することにより発生する危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。

(微生物汚染等の防止)

第八条 体外診断用医薬品及び当該体外診断用医薬品の製造工程は、患者、使用者及び第三者（体外診断用医薬品の使用に当た

一 毒性及び可燃性

二 使用材料と生体組織及び検体との間の適合性

三 硬度、摩耗及び疲労度等

2 体外診断用医薬品は、その使用目的に応じ、当該体外診断用医薬品の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。

3 体外診断用医薬品は、通常の使用手順の中で当該体外診断用医薬品と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならない。

4 体外診断用医薬品は、当該体外診断用医薬品から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。

5 体外診断用医薬品は、合理的に実行可能な限り、当該体外診断用医薬品自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその体外診断用医薬品へ侵入する危険性又はその体外診断用医薬品から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。

(微生物汚染等の防止)

第八条 体外診断用医薬品及び当該体外診断用医薬品の製造工程は、患者、使用者及び第三者（体外診断用医薬品の使用にあつ

つて感染の危険性がある者に限る。以下この条において同じ。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は低減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。

一 (略)

二 必要に応じ、使用中の体外診断用医薬品からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に低減すること。

三 必要に応じ、患者、使用者又は第三者による体外診断用医薬品又は検体への微生物汚染を防止すること。

(削除)

2 体外診断用医薬品に組み込まれた動物由来の組織、細胞及び物質（以下「動物由来組織等」という。）は、動物由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて使用者又は第三者に対して最適な安全性を確保されなければならない。製造販売業者等は、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該体外診断用医薬品の製造工程においてそれらの除去又は不活化を図ることにより安全性を確保しなければならない。ただし、ウイルスその他の感染性病原体が使用に当たり必要な体外診断用医薬品又はそれらの除去若しくは不活化により性能が低下する体外診断用医薬品は、この限りでない。

3 体外診断用医薬品に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先か

つて第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は低減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。

一 取扱いを容易にすること。

二 必要に応じ、使用中の体外診断用医薬品からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に低減すること。

三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による体外診断用医薬品又は検体への微生物汚染を防止すること。

2

体外診断用医薬品に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。

(新設)

(新設)

ら入手されたものでなければならぬ。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最適な安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該体外診断用医薬品の製造工程においてそれらの除去又は不活化を図り、安全性を確保しなければならぬ。ただし、ウイルスその他の感染性病原体が使用に当たり必要な体外診断用医薬品又はそれらの除去若しくは不活化により性能が低下する体外診断用医薬品は、この限りでない。

4 製造販売業者等は、体外診断用医薬品に組み込まれた微生物由来組織等（微生物由来の細胞及び物質）の処理、保存、試験及び取扱いにおいて、患者、使用者又は第三者へ最適な安全性を確保し、かつ、ウイルス及びその他の感染性病原体対策ため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該体外診断用医薬品の製造工程においてそれらの除去又は不活化を図り、安全性を確保しなければならない。ただし、ウイルスその他の感染性病原体が使用に当たり必要な体外診断用医薬品又はそれらの除去若しくは不活化により性能が低下する体外診断用医薬品は、この限りでない。

5 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した体外診断用医薬品は、包装が破損又は開封されない限り、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該体外診断用医薬品の滅菌又は特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。

6 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した体外診断用医薬品は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌

（新設）

3 滅菌状態で出荷される体外診断用医薬品は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該体外診断用医薬品の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされない。

（新設）

又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。

7 (略)

8 非滅菌体外診断用医薬品の包装は、当該体外診断用医薬品の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。

(使用環境に対する配慮)

第九条 体外診断用医薬品が、医療機器、体外診断用医薬品その他の装置等と併用される場合、それら全ての接続が安全であり、かつ、それぞれが持つ性能が損なわれないようにしなければならない。併用される場合の使用上の制限事項は、体外診断用医薬品に添付する文書又はその容器若しくは被包に記載されていなければならない。

2 体外診断用医薬品については、次の各号に掲げる患者、使用者又は第三者（体外診断用医薬品の使用に当たって次の各号に掲げる危険性を受ける者に限る。）への危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない。

- 一 物理的及び人間工学的特性に関連した傷害の危険性
- 二 体外診断用医薬品の意図された使用目的における、人間工学的特性、人的要因並びにその使用環境に起因した誤使用の危険性

三 (略)

4 滅菌を施さなければならない体外診断用医薬品は、適切に管理された状態で製造されなければならない。

5 非滅菌体外診断用医薬品の包装は、当該体外診断用医薬品の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない体外診断用医薬品の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。

(製造又は使用環境に対する配慮)

(新設)

第九条 体外診断用医薬品については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない。

- 一 物理的特性に関連した傷害の危険性
- (新設)

二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連す

- 四 通常の使用条件下で曝露された物質、液体及びガスと接触して使用することに関連する危険性
- 五 物質が偶然に体外診断用医薬品に侵入する危険性
- 六 (略)
- 七 (略)

(削除)

- 3 体外診断用医薬品は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。意図的に可燃性物質又は爆発誘因物質とともに使用される(曝露又は併用される場合を含む。)
- 4 体外診断用医薬品については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。
- 5 体外診断用医薬品は、意図する性能を発揮するために必要な較正が安全に実施できるよう設計及び製造されていなければならない。
- 5 体外診断用医薬品は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。

(測定又は診断機能に対する配慮)

第十条 体外診断用医薬品は、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、その性能が使用目的に合致するように、設計及び製造されていなければならない。設計に当たっては、感度、特異性、正確性にかかる真度及び精度(反復性、再現性を含む。)並びに既知の干渉要因の管理及び検出限界に適切な注意を払わ

る危険性

- 三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性
- 四 物質が偶然に体外診断用医薬品に侵入する危険性
- 五 検体を誤認する危険性
- 六 研究又は治療のために通常使用される他の体外診断用医薬品又は医療機器と相互干渉する危険性
- 七 較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性
- 2 体外診断用医薬品は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される体外診断用医薬品については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。

(新設)

- 3 体外診断用医薬品は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。

(測定値に対する配慮)

第十条 体外診断用医薬品は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該体外診断用医薬品の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。

なければならない。性能特性は、製造販売業者等が設定する体外診断用医薬品の有効期間の範囲内又は使用期限において維持されなければならない。

2 体外診断用医薬品の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の適及性は、利用可能な標準的測定方法又は高次の標準物質を用いて保証されなければならない。

(削除)

3 (略)

(放射線に対する防御)

第十一条 体外診断用医薬品は、その使用目的に沿って、測定等のために適正な水準の放射線の放射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者（体外診断用医薬品の使用に当たって放射線被曝の危険性がある者に限る。以下この条において同じ。）への放射線被曝が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。

2 体外診断用医薬品が、障害発生の恐れがある水準又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線を放射する場合、放射する放射線の特性及び線量が制御又は調整できるよう合理的に実行可能な限り、適切に設計及び製造されていなければならない。また、視覚的表示又は聴覚的警報を合理的に実行可能な限り具備していなければならない。

3 体外診断用医薬品は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を合理的に実行可能な限り

2 体外診断用医薬品の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の適及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。

3 体外診断用医薬品の目盛りは、その使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。

4 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、体外診断用医薬品の使用者に理解されるものでなければならない。

(放射線に対する防御)

第十一条 体外診断用医薬品は、その使用目的に沿って、測定等のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。

(新設)

2 体外診断用医薬品は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう

低減するよう設計及び製造されていなければならない。

- 4 放射線を放出する体外診断用医薬品の添付文書には、放射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止方法並びに取扱中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。

(機械的危険性に対する配慮)

- 第十二条 体外診断用医薬品は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者、使用者及び第三者(体外診断用医薬品の使用に当たって機械的危険性がある者に限る。)を防護するよう設計及び製造されていなければならない。

- 2 体外診断用医薬品は、可動部分に起因する危険性、破壊若しくは分離又は物質の漏出に起因する危険性がある場合には適切な保護手段が組み込まれていなければならない。

(自己検査用体外診断用医薬品に対する配慮)

- 第十三条 自己検査用体外診断用医薬品(体外診断用医薬品のうち、その使用に当たって専門的な知識を有するとは限らない使用者が使用することを意図したものを用いる。以下同じ。)は、その使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。

- 2 自己検査用体外診断用医薬品は、当該体外診断用医薬品の取扱中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈において、使用者が誤使用する危険性を合理的に実行可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。

- 3 (略)

設計及び製造されていなければならない。

- 3 放射線を放出する体外診断用医薬品の取扱説明書には、放射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止方法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。

(新設)

(新設)

(自己検査用体外診断用医薬品に対する配慮)

- 第十二条 自己検査用体外診断用医薬品は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。

- 2 自己検査用体外診断用医薬品は、当該体外診断用医薬品の取扱中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。

- 3 自己検査用体外診断用医薬品には、合理的に可能な場合、製

(添付文書等による使用者への情報提供)

第十四条 使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造販売業者名、安全な使用法及び体外診断用医薬品の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。

(性能評価及び臨床性能試験)

第十五条 体外診断用医薬品の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。

2 体外診断用医薬品は、これを製造販売しようとするときに、

第一項に定めるもののほか、臨床性能試験及び医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十五号）に基づき、当該体外診断用医薬品に応じて必要とされる試験成績及びデータその他の記録により継続的に評価されなければならない。

造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。

(新設)

(性能評価)

第十三条 体外診断用医薬品の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。

(新設)